

国際離婚後のひとり親フィリピン女性の 子育て実践

— 「定住者」資格とジェンダー役割に着目して

大野 恵理 神奈川大学講師

キーワード：フィリピン女性，国際離婚，子育て，インフォーマル・ネットワーク

本論文では、日本人夫との離婚後にひとり親として子育てをするフィリピン人女性に着目し、離婚後も移住女性に次世代の再生産役割を求め続ける「定住者」資格による子育て局面を検討した。その結果、以下の3点が明らかとなった。まず(1) フォーマル・ネットワークの利用を志向せず、日本人家族の協力が得られない中で妊娠・出産を経て、子育てが始まっていることが分かった。(2) 離婚後はひとり親となり法的に安定的な「定住者」資格を得て、稼得者役割とケア役割を同時に担うために、「夜の仕事」へ復帰し子育てが行われていた。その際、この資格が国内において子どもを養育することを要求し空間的移動を制約されていたことによって、国内での育児が選択され、親族女性をフィリピンから呼び寄せるケア労働の連鎖が生じてもいた。(3) 再就職先であるフィリピンクラブや、子どもの学校教育において、「母」役割でつながるインフォーマルなネットワークを形成し、子育て実践が支えられていくことを明らかにした。「定住者」資格での子育て実践が、ジェンダーとエスニシティとが交差するインフォーマルな関係性のなかで行われ、移住女性のジェンダー役割をより強化するものであることを指摘した。最後に親族間の紐帯における連鎖的な女性の移動の背景に触れ、今後の課題を述べた。

1 はじめに

本論文はひとり親として子育てを行うフィリピン人女性に着目し、「定住者」という在留資格が子育て実践にどのように影響するかについて検討する。同時に再生産労働の補完を目的として、親族女性の日本への長期的な移動が生じている点にも触れ、その移動を引き起こした要因についても考察することとする。

近年アジアで顕著になっている「国際移動の女性化」と再生産労働のグローバル化が注目されている。受け入れ社会で女性の社会進出がすすみ、再生産部門の担い手が不足した結果、家事、子育て、介護などといった再生産労働部門の労働を担うために、途上国からの女性の移住が増大しているという（伊藤，2008：21-22）。国際結婚による途上国出身の女性の移住は、一見「労働」という範

疇ではとらえきれないように見えるが(同上:9),結婚移住女性は「生産的労働力を維持するために必要とされる労働」(Parreñas, [2001] 2015:29;小ヶ谷, 2016:20)である社会的再生産と労働力の再生産の両方を担うとされ,家族形成と維持に深く関わる移住として同じ文脈に位置づけられている(李, 2015:41-43)。つまり家庭空間の中で家事を行い,自らの子を産み育て,夫の両親を介護するといった生殖やケア労働に従事し,世帯単位丸ごとの再生産役割を担っているのである。このように再生産の単位そのものを形成するための,性別役割分業と非対称な権力関係にもとづく日常的な家庭内の再生産労働に従事することが,移住先での「シティズンシップ」を獲得する根拠となり(安里, 2018:30-31),さらに安定的な滞在資格の取得や延長も可能としているという(李, 2015:42)。まさにグローバリゼーションの進展が,マクロなレベルの移動の「女性化」だけではなく,ミクロなレベルの家族内において,ジェンダー化された形で日常生活のレベルにも深く関わることを示唆している(小ヶ谷, 2016:21)。

日本における国際結婚のうち,日本人男性と外国人女性の国際結婚は2005年前後に急増し,2006年には約4万4000件と最多件数となり,100組中6組(6.1%)以上が国際結婚カップルであった。その後2010年代以降は経済不況や東日本大震災の影響により漸減傾向にあり(賽漢卓娜, 2017:83),2018年には約2万件となり,全体の約3%となっている^{*1}。一方国際離婚^{*2}は,国際結婚に比べこれまで大きな変動はないものの,全体に占める割合は国際結婚よりも常に高い割合を占めてきた。特に2009年は7.7%と最も多くなり,100組中7組以上が国際離婚であった。2018年は100組中5組以上(5.3%)^{*3}となったが,離婚数全体に占める割合として,総結婚数に占める国際結婚の割合よりも多いという傾向は変化していない。また国際離婚においては「夫日本・妻外国」カップルの離婚は常に約8割を占めており,妻の国籍の中ではフィリピンが約30%を占めている。つまり日本における国際離婚では,日本人男性と結婚した外国人女性のケースで圧倒的に多く,そのうちフィリピン女性が外国人女性の3割を占めていることが分かる。さらに高谷らによる2010年国勢調査のオーダーメイド統計によれば,国籍別母子世帯に占める割合では日本籍についてフィリピン籍が最も多く,約6,600世帯(高谷ほか, 2015:104)を数え,多くのフィリピン女性が日本人男性との離婚後,ひとり親世帯となり日本に居住している実態が見てとれる。

次に外国人女性の婚姻関係の変化を,法的な在留資格の面から見てみると,一般的なケースでは,法律婚により「日本人の配偶者等」の在留資格を取得し^{*4},離婚後「日本人の実子」がおり親権者として養育している場合には,「定住者」へと在留資格を変更し居住することとなる(児玉, 2002:37;宮島・長谷川, 2000:5)^{*5}。離婚後申し立てによって資格変更が認められた事例^{*6}をみると,一定の収入があることとともに「日本人の実子」の親権を持っていることが,「定住者」の資格認定のための重要な要件となっていることが読み取れる。すなわち「定住者」資格は,離婚後に「日本人の実子」である子どもを養育する者が得られる在留資格^{*7}(高谷, 2017, 2018)であり,さらに言えば,この資格を持つ者に対し子育て役割の遂行を強力に求めているといえる。国際離婚後に「日本人の実子」を養育する者に対して「定住者」資格が付与されるという点からは,「再生産の単位そのものを形成する営み」(安里, 2018:30)が個人レベルにとどまらず,国家の人口政策においても,次世代の「国民」の再生産への期待と不可分である(澤田, 2011)ことが分かる。

そもそも日本人男性と結婚した外国人女性が取得する「日本人の配偶者等」の在留資格は、宮島・長谷川（2000：7）によれば、「日本人の妻」としての「身分または地位」として与えられる資格である。そのため夫との離婚となれば、滞在のための理由を失ったものとみなされ、同在留資格を喪失することになる。それまで女性たちが日本国内で築いた生活基盤や生活実態は考慮されず、帰国を余儀なくされることもある^{*8}。制度上は「日本人の配偶者等」から「活動による在留資格」への変更は可能だが、経営管理などの専門職化された分野に限定されている。移住先社会では言語や制度的な障壁により、母国での学歴や専門的な技能・知識が発揮しづらい結婚移住女性にとって、在留資格の切り替えは容易ではない（賽漢卓娜 2017：86）ことを考慮すれば、「定住者」資格を取得することは、言わば、外国人女性にとって日本での滞在を安定化させる1つの「戦略」でもある。それによりひいては経済的な充足と生活基盤の安定化に直結するものでもであるとされている。

2 先行研究

では既存の研究において、この「定住者」の在留資格と子育てとの関係性はどのように論じられてきたのだろうか。国際結婚女性のシティズンシップの視点から離婚女性の階層分化を論じた高谷（2017, 2018）によれば、「定住者」の在留資格は日本で「日本人の母役割を演じる」（2017：161）ことによってはじめて認められる在留資格であり、女性たちのジェンダー化された役割を補完し、正当化する危険性を持つもの（2018：72）であるという。つまりこの資格は、実質的には次世代の「国民」の再生産役割を果たしている移住女性に対して与えられるもので、この意味でやはり政策的意図と分かちがたく結びついているといえる（Ito, 2005）。それだけではなく、高谷（2017）によれば、この資格は制度的には、出身地の親族に子どもを預け、自らは日本で働くというトランスナショナルな家族戦略を認めていない^{*9}。あくまでも子どもは日本国内で育てなければならないという空間的制限が課せられることで、トランスナショナルな移動と育児実践が制約されているのである^{*10}。すなわち外国人女性に対し、ジェンダー役割の遂行とともに子育てにおける空間的な制約を課す資格であるといえる。

また本論文が着目する、移住女性による次世代の再生産を担う労働とは、言い換えれば、母親役割の実践である。関連した研究として、医療や看護分野（鶴岡, 2008；マルティネスほか, 2012）、教育学や社会学分野（魏, 2015；浅井, 2015）において報告がなされている。ただしこれらはあくまでも婚姻関係の範囲内における再生産役割への言及にとどまっており、離婚後に移住女性がどのように母親役割を実践しているかについては触れられていない。南野（2016, 2017）は、「興行」ビザを持っていたフィリピン女性の離婚後の子育て局面に着目し、結婚前から小学校就学時までのそれぞれの時期において抱えやすい困難と社会福祉へのアクセスの状況、複層的なネットワークによる支援について詳細を明らかにしている。しかし彼らの在留資格がどのように子育て実践に影響しているかについては述べられていない。また調査対象者全員が子どもをフィリピンの出身家族に預ける選択をしていたが、その文脈において出身家族は子どもの預け先としての言及にとどまっている。そのため出身地の親族側が日本に移動し子育てに協力するという相互の方向性については触れられてい

ない。そこで本論文では、離婚後に「定住者」資格を持つことがどのように子育て実践に影響するのかを、婚姻中から離婚後の時間的経過を軸に、フィリピン女性の子育て実践に着目することで明らかにする。同時に親族女性を日本に呼び寄せるトランスナショナルな子育ても視野に入れ、検討することとする。

3 分析枠組み

本稿では、「定住者」資格の子育て実践への影響を明らかにするために、移住女性の居住地における社会関係から検討する。特に子育て実践のための具体的なサポートを、どのような関係性やネットワークから得ているかに着目する。山中・中村(2013)では、自治体の子育てサービスを利用して外国人母親に焦点をあて、心理学の観点から社会的ネットワークにおける子育てサポートを、ソーシャルサポート(情緒的サポートやコンパニオンシップ等)の枠組みによって考察している。日本社会で孤立しがちな外国人母親の子育てにとって、公的支援の利用と様々なソーシャルサポートの重要性が示唆されているものの、ネットワークの起点が自治体のサービスに限定されているため、公的な支援につながらない母親たちが見逃され、彼らの持つインフォーマル・ネットワークの機能や役割をとらえることができない。一方魏(2015:108)は、国際結婚家庭の子育てネットワークについて、落合(1989)に依拠しながら、独自に分析枠組みを設定している。すなわち子育てネットワークを「インフォーマル・ネットワーク」(「夫」,「親族」,「非親族」といった人的ネットワーク)及び「フォーマル・ネットワーク」(公的ネットワーク)の二つに分け、それぞれに含まれる項目を「直接的援助」及び「間接的援助」に分けて分析している。さらに「間接的援助」を、「情緒的援助」,「情報的援助」,「経済的援助」の3つに細かく分け考察を行っている。このようなネットワークとサポートの概念を用いることで、ジェンダー役割でつながるネットワークの形成とそこに含まれる具体の援助を明らかにすることができる。しかし魏(2015)では日本人男性と婚姻中の移住女性の子育てネットワークを分析しており、離別後の子育てについては更なる分析が必要と考える。そこで本論文では、魏(2015)による国際結婚家庭の子育てネットワーク形成の議論を援用し、婚姻中から離婚に至るまで、そして離婚後の子育てを時間軸で追いながら、その実践のためのネットワークについて検討し、「定住者」資格を持つことがどのように影響したかを検討する。また移住女性の場合にはジェンダー役割だけではなく、出身社会に紐づいた関係性も強いと予想されることから、調査地域におけるエスニック・コミュニティの存在はもとより、移住先社会と出身社会とを横断するトランスナショナルな実践にも視野を広げながら検討をすすめ、既存の枠組みのさらなる深化につなげたい。

4 調査地及び調査概要

(1) 調査地におけるフィリピン人住民

調査地である新潟県A地域は人口20万人規模の地方都市である。外国人住民が全体に占める割

合は1%未満^{*11}であるが、その中ではフィリピン人住民(約400人)が最も多くを占めている^{*12}。1980年代後半にいわゆる「農村花嫁」の結婚移住が行われ、その後も現在にいたるまで民間業者や親族・友人間の紐帯を利用した外国人女性の結婚移住^{*13}が行われてきた。また市内にはフィリピンクラブ等の飲食店が密集する繁華街が2か所あり、90年代初頭から2000年代半ばまではクラブ等で働くフィリピン人「エンターテイナー」女性の流入が多く見られていた。このような背景から外国人住民における女性人口は多くを占め、男性人口を上回っている^{*14}。そして近年では、外国人技能実習生等として労働移住するフィリピン人住民も増加傾向にあり、住民に占めるフィリピン人割合は今後も増加することが予想される。

(2) 調査概要

筆者は2016年から2018年にかけて、子どもを持つフィリピン人移住女性14名を対象とした半構造化インタビューやエスニック・レストラン等での参与観察及び外国人住民支援センター(仮名)でのインタビュー調査を断続的に複数回実施した^{*15}。本研究は、インタビュー調査によるライフヒストリー分析により行う。スノーボール式に協力者を募った結果、ひとり親として子どもを養育する女性(日本人夫と離婚または死別、事実婚1名ずつ)は3名であった。そのうち一人は日本人男性と事実婚で同居しており協力して子育てを行っていた^{*16}。その他2名について、1名の女性エヴァ(仮名、40代女性)については、夫と離婚後は「定住者」資格により単独で子育てをしており、子育てのためにフィリピンから親族女性を日本に呼び寄せている。そしてもう1名の女性ラケル(仮名、40代女性)は夫と死別後に「定住者」資格により夫の両親と同居しながら子育てをしている。子育てのためにフィリピンから親族を呼び寄せた経験はないが、ひとり親のフィリピン女性の子育て実践について説明するため、補足的にラケルのインタビューデータも使用する。

5 ひとり親フィリピン女性の子育て実践

(1) 妊娠・出産、子育て、そして離婚へ

エヴァは90年代から「興行」ビザによりA地域のクラブでの就労のために日日間移動を繰り返していたが、2005年に「興行」ビザが厳格化されたことをきっかけに完全に帰国した。帰国後、客であった日本人男性(15歳年上)と2007年に結婚し、2008年に「日本人の配偶者等」として移住した。2人目の子どもを出産後、2016年に離婚し、現在は「日本人の実子」である小学生と未就学児の親権を持ち「定住者」の資格によって居住している。1人目の出産の際は、日本人男性と結婚している他県在住の実姉のもとで過ごし、2人目の出産では当時フィリピンにいた実妹を短期間呼び寄せることにした。

フィリピンでは子どもは親族がみんなで育てるもので、それにメイド(家事労働者)も安い。私が子どものときは、お母さんが仕事で忙しかったから、子どもたちの面倒をみるためにメイドさんがいたの。日本ではメイドはいないし、最初の子どものときは県外にいる姉のところで1

か月過ごして。2番目の子どもを産んだときは妹を日本に呼んで、3か月いてもらって。なん
でかっていうと、姉が「A地域では誰も助けてくれないでしょ」って心配して。こっち（A地
域）には友達はたくさんいるけど。でも友達と家族には一線をひかないと（いけない）。

※（ ）内及び下線部筆者、以下同様

エヴァは「エンターテイナー」としての居住年数を含めると、20年以上にわたりA地域に居住し
ていた。それにも関わらず、「A地域では誰も助けてくれない」という姉の言葉が示唆する通り、地
域住民やフィリピン女性の中に、とりわけ妊娠・出産前後の局面でケアを依頼できるような親密な
関係性は築かれていなかったことがうかがえる。

またA地域で30年前に外国人住民支援センター（仮）が開所され、公的セクターによって外国人
住民を対象とした様々な生活支援が行われている。1980年代から急増した「外国人嫁」を対象とし
た保健福祉や日本語教室を前身としており、当初から日本人男性と婚姻関係にある外国人女性の利
用が想定されてきた^{*17}。実際にセンターの日本語教室や外国人母親たちを対象としたイベントには
多くの母親が参加し、子育てに関することについても日常的に相談が行われていた。しかしエヴァ
はセンターは「聞いたことはある」程度の認識であり、子育て関連のイベントにはこれまで参加し
たことはないという。

同時に宗教セクターによっても、フィリピン女性に特化した生活相談が実施されていた（大野、
2019）。エヴァと同様にひとり親として子育てをしているラケルの場合、夫との死別後には公的セク
ターで知り合ったフィリピン女性や、宗教セクターによる支援を受けていたという。しかしエヴァ
はこれらの情報を把握しておらず、ごく最近までどちらにもアクセスしてこなかった。したがって
地域社会の中で日本人住民との関係性を構築するのはかなり困難であったことが推測される。また
彼女は敬虔なキリスト教信者であるため、教会のミサやイベントには積極的に参加していた。しか
しスタッフや日本人信者、同胞女性との交流はあったものの、子育てや生活に関する相談をするこ
とはなく、むしろ教会にはそのような役割をまったく求めていなかったという。

教会は聖書に関連した日本語の言葉をもっと聞きたくて行ってる。ミサは日曜の朝早いから起
きるの大変だけど。クリスマスとか新年のパーティにも行ってるよ。フィリピン人と会いた
いから行くという目的じゃないの。

教会に行く目的はあくまでも「聖書に関連した日本語を聞きたい」という信仰生活の一環として
であり、「フィリピン人と会いたいから行く」というものではないと強調している。調査では、複数
の女性が、エヴァのように教会を起点としたフィリピン女性同士の相互扶助や教会による生活支援
を求めておらず、教会を純粹な信仰の空間ととらえていることが分かっている。

さらに家族関係においても、日本人家族との関係性に問題を抱え孤立していた。妊娠・出産当
時は日本人夫と婚姻中であり同居していたにも関わらず、子育てに関し夫からの協力は期待できず、
そのことが夫との主な離婚原因となったという。

夫は15歳年上だったから子育てに対して古い考えを持っていて、子どもを育てるのは女（の仕事）って。私が旦那さんに「手伝ってくださいよ」と言っても、そのまま（何もしてくれなかった）。

夫は「子どもを育てるのは女（の仕事）」という固定的な性別役割分業観を一方的にエヴァに押し付け、「手伝ってください」というエヴァの依頼にも応えることはなかったという。彼女はまた「1人目のときはまだ大丈夫だったけど、2人目のとき、（子ども）1人が泣いているのに夫は何もしない、本当に大変」とも語っており、夫が子育てに非協力的だったと振り返った。まさに彼女は子育て役割を一人で担うことを強要されていたといえる。濱野（2014：55）では移民にとって、移住先社会で家族とともに過ごすホーム（家や家庭）は心理的・文化的な安心感を提供する一つの「親密圏」として機能する場だとしているが、エヴァの場合は固定的な性別役割分業にもとづくジェンダー役割とその規範が、非対称な権力関係のもので強制的に押し付けられ、夫婦間の亀裂を深める空間であった。最終的に婚姻関係は破綻した。

(2) 就労の開始と親族女性の移住

エヴァは離婚後、子どもの親権を持ち養育することとなり、「定住者」の在留資格を得た。結婚後に専業主婦となり一旦フィリピンクラブでの就労を辞めていたが、生計を立てるために「（結婚前に）ずっとやっていたこと（仕事）だったから」始めやすいと考え、フィリピン人の知人の紹介により再度仕事を始めた。フィリピン女性を対象としたカラカサン（2013：5-6）の調査によると、来日後から結婚前には80%の女性が就業していたのに対し、結婚後には30%に下がっており、専業主婦になる女性が多いという。また就労において移住女性が頼れる人間関係は極めて限定的であるため、仕事を再開した際には同じような職種や就業形態であることが多いという（同上、2013：8、23）。これはエヴァのケースにも当てはまり、結婚後専業主婦となり、離婚後仕事を再開しようとしたとき、以前の知り合いに依頼することで、前職と同じ「夜の仕事」に復帰することとなった。このような限定的な人間関係にもとづくエヴァの「夜の仕事」への再就職は、裏を返せば、それまで昼の時間帯の仕事を経験してこなかったために、そこにつながる社会関係が築かれていなかったことが示唆される。そのため昼の時間帯の就労は現実的な選択肢とはならなかったのである。

夜間の時間帯で仕事を再開した場合、誰が子どもの面倒を見るのかは重要な問題となる（南野、2017：72）。既述の通り県外に実姉がいたものの、「姉にも家族がいるし、迷惑はかけられない」という思いから当初から国内移動は選択肢になく、したがってA地域において子どもを信頼して預けられる環境を実現することが急務であった。そこで、2人目の出産時に短期間ケアをしてくれた実妹を頼り、再度フィリピンから呼び寄せることにしたという。妹はフィリピンですでに結婚していたが自身の子どもはいなかったため、エヴァの子育て実践を手伝うための補助的な労働力として移住し同居することとなった。妹は当初短期間の滞在を予定していたが、その間に機械組み立て工場（昼間シフト）に就職し働くこととなり滞在を延長した。インタビュー当時、すでに約2年間同居

を継続していた^{*18}。エヴァは、子どもたちが学校へ行き妹が工場で働いている昼間の時間帯に、家で様々な家事労働を行い、子どもたちと妹が夕方に帰宅後、一緒に夕食をとった後に出勤クラブで働いている。それ以降の夜の時間帯は妹が子どものケアを担い面倒を見ている。このようにクラブでの就労が可能な環境を整えたことで、就労と子育て実践の両立に成功した。さらに妹の移住は、子育てのケア労働の分担という意味にとどまらず、経済的側面においても重要な意味を持つようになった。妹の機械工場での収入は、フィリピンに住む家族（夫）にも継続的に仕送りされていたが、同時にエヴァの家計にも給料の一部が入れられていたという。エヴァは「(実妹が同居していることは)私にも子どもにとってもかなり重要で、(経済的にも体力的にも)とても助けてもらっている」と語り、A地域での子育て実践において、妹の存在はケア労働及び経済的側面を補完するものとして不可欠であると述べた。

ここでエヴァの私的空間における妊娠・出産から子育ての段階における協力関係を整理すると、まず移住先で安心感をもたらすはずのホーム（濱野，2014）、すなわち家族関係において信頼関係や対等な関係性が築かれず、ジェンダー役割が押し付けられていたことが分かった。また地域社会における公的支援や宗教セクターの支援にもつながっておらず、友人からも十分な力添えはなかったことがうかがえた。それはエヴァが親族と友人の間に「一線を引く」ことを意識したことも要因の一つであったが、これにより親族女性の移住が促され、母親としてのケア労働を補完するための移住が生じている事例が明らかになった。

(3) 「母」役割の実践による結びつきの形成：フィリピンクラブと学校教育

エヴァが再就職したフィリピンクラブでは、現在子育て中の女性が多く働いている^{*19}。筆者の調査では、夫（事実婚を含む）がいる場合、勤務中は、夫が子どもの面倒を見る事例もあった。しかし夜間子どもの預け先が見つからない場合には、緊急的に同僚間で予定を調整し子どもを預け合うことも一部行われている。女性の中には、日本人夫にクラブでの仕事を反対されているため、夫が出張や夜勤で家を空ける日を選び、秘密裡にクラブで働いているという事例もあった。つまり夫と同居をしても、夜間の子どもの面倒を必ずしも夫に任せられるわけではないため、ひとり親でなくても、友人のフィリピン女性の家庭に預け面倒を見てもらうことも行われており、彼ら自身の資源を持ち寄り、互恵的な子育てを実践していることが分かる。高畑（2003：273-274）では、フィリピンクラブが集中する都市部において、フィリピン女性による個人的な「ベビーシッター」や託児所の経営によって、夜間にホステス女性の子どもの預かるビジネスが報告されている。しかしA地域のような地方都市では、フィリピンクラブで働く女性が都市部ほど多いわけではなく、そのようなビジネスは成立しづらい。そのため調査地のクラブで働く「母」であるフィリピン女性にとって、都市部に比べ、子どもを預ける先が見つからない可能性は高く、より一層深刻な問題となる。そのためエヴァは、互恵的な関係性にもとづく預かり合いの他に、親族女性を呼び寄せ同居することで、より確実な環境を整え、子育てを行おうとしていたと考えられる。

そして子育て中の母親たちが多く働いているフィリピンクラブでは、子育てに関する話題が日常的に提供される情報交換の場ともなっており、エヴァの子育て実践には同僚女性の存在が大きな役

割を果たしていた。特に子どもの教育に関する様々な情報が女性同士で提供されており、子どもたちの学校での面談内容やA地域における外国籍保護者への様々な公的支援（面談時の通訳支援実施、日本語・教科学習支援等）の情報、日本語や英語習得のための習い事等^{*20}について情報交換がなされていた。ときに子育ての「トラブル」の報告や相談が行われてもおり、特に保育施設や教育機関における日本人教員や保護者との付き合い方や対処法についてアドバイス等がなされていた。例えばエヴァは、子どもの送迎バスの時刻変更を知らされなかったために、バス停への迎えが遅れてしまったことがあった。時間になってもバスが来ず、幼稚園に連絡しすれ違いになってしまったことが分かり、慌てて幼稚園に向かうと、職員から一方的に彼女の責任であると非難されたという。後に幼稚園側の不手際であったことが分かったが、エヴァは「なぜこちらが注意されなければならないのか」と不満に思い、クラブの同僚に相談したことがあった。同僚女性たちは「外国人だからルーズだと思われる」と「伝えなかった方が悪いのに、日本語が下手だから文句言わないと（思われている）。フィリピン人が馬鹿にされている」と保育施設における外国人保護者や子どもたちに対する様々な差別的な扱い（変更事項を正確に伝えない、一方的に役員を押し付ける、フィリピン人が役員になった場合協力しない等）が次々に「告発」されたという。そしてこれらへの対処方法として、子育て経験をもち地域に長く居住する日本語の流暢なフィリピン人女性に仲立ちしてもらい、直接的な抗議やトラブル悪化を回避する方法をとるべきだとアドバイスされたという（2018年11月聞き取りより）。

このように「母」役割によって結びつき、同胞女性との相互扶助関係を得て、地域社会に根差した子育ての情報交換が可能となったことは、それまで地域社会との関わりが希薄であったエヴァにとって極めて重要であったと推測される。「母」になって以降のフィリピンクラブでの再就職によって、同じく「母」である同胞女性との互惠関係が築かれ、子どものケアの実践が支えられていたことが分かった。また公的支援の情報が共有されていたことで、公的な支援セクターへの橋渡しが試みられていたとも言える。このような関係性は彼女が未婚の「エンターテイナー」として日比間で流動的な移動を繰り返していた頃には築かれなかったものであり、「定住者」としてA地域に安定的に居住しながらジェンダー役割を実践する過程において構築されていた関係性であった。三浦（2015：27）では、母親となったフィリピン人女性たちにとって、子育ては彼らのネットワークが拡張していく大きなきっかけとなるとしている。相互扶助を繰り返しながら互いに信頼関係を築いていくというフィリピン人ネットワーク内における互酬性が、フィリピンクラブにおいても構築されていたことが分かった。

またジェンダー役割を通じた結びつきとして、子どもたちを介してつながる日本人「ママ友」との関係性も挙げられる。エヴァは子どもたちのことを「日本人だと思っている」と述べ、子どもたちを日本で育てることや学校教育を重要視していた。それは長期休み期間中に実施される学校行事（ラジオ体操への参加、キャンプ等）や宿題への取り組みを重要視し、小学校入学前には毎年実施していたフィリピンへの2～3週間の帰国を、入学後には控えるようになったことからもうかがえる。そして小学生になった子ども自身の交友関係が広がるなかで、子どもの日本人の友人が、彼女の日本人母親をエヴァに紹介したことをきっかけに日本人「ママ友」を得た。子どもたちを連れて遊びに出掛けたり互いの自宅を訪問したりと交流を重ね、特に学校からの文書理解を気軽に助けてもら

える関係性となっている。このように子どもの学校教育の機会を通じ、「〇〇ちゃんのパママ」であることによって日本人母親とのつながりを得たことで、日本人「ママ友」によって、とくに学校との言語を介したやり取りが支えられていることが分かった。

上記のように、エヴァの離婚後の母親役割の遂行は、親族女性による補助的な労働、ジェンダー役割によってつながったフィリピンクラブの同僚の女性たち及び子どもの友人関係を通して拡大した日本人女性との交友関係によって支えられていたことが明らかとなった。

6 考察：子育てネットワークと「定住者」資格の子育て実践への影響

ここからは魏（2015）の子育てネットワークの分析枠組みを援用し、ひとり親フィリピン女性の子育て実践とその背景、「定住者」資格の影響について考察する。

(1) フォーマル・ネットワークとのつながりの弱さ

日本人夫との婚姻中及び離婚後のどちらにおいても、フォーマル・ネットワークへのアクセスはなかった。フィリピンクラブにおいて公的セクターの様々な子育て支援に関する情報交換は行われているものの、そこで働く女性たちにとって公的支援は必ずしも身近なものではなかった。女性たちはセンターの機能についてごく限られた知識しか持ち合わせておらず、センター自体を知らないという女性もいた^{*21}。公的セクターにおける調査でも、「夜の仕事」であるフィリピンクラブで働くホステス女性の利用は少ないことが分かっており、またホステス女性への聞き取りでも、家事労働や休憩時間である昼間の時間帯にセンターに行くことは「現実的ではない」^{*22}と認識されてもいた。彼女らと公的支援との結びつきの弱さが浮かび上がったわけだが、一方で公的支援の内部には、「フィリピン人でしょ。クラブとかでホステスではたらいているでしょ」（大野，2019）と性風俗産業に従事するフィリピン人女性に対する差別的偏見があり、外国人女性の中でも誰が公的支援の支援対象となるかのゆるやかな「選別」の境界線は潜在的に存在していると思われる。フォーマルな支援は、日本人男性との婚姻関係にあり昼間の時間帯に働く外国人女性が主な利用者として想定されていたことだけではなく、支援空間に内在するステレオタイプによっても、移住女性の公的支援へのアクセスは制限されていたと考えられる。フォーマル・ネットワークによる公的支援との結びつきは弱く、直接的にも間接的にも援助がなされていなかった。

(2) 複層的なインフォーマル・ネットワークの形成

一方でインフォーマルなネットワークの形成は、「母」としてのジェンダー役割が基盤となり、「親族」及び「非親族」関係の中で行われていた。出産の局面では親族女性による育児へのサポートが、エヴァの唯一の子育てネットワークであった。また離婚後フィリピンクラブでの再就職の局面では、子どものケア労働を補助するためにフィリピンから親族女性が移住しており、ひとり親親族女性に対する「直接的な援助」が行われていた。さらに親族女性は移住女性に対し「経済的な援助」も行っており、子育て実践のための重要な紐帯であったといえる。

また「非親族」女性たちによるインフォーマル・ネットワークも、地域社会における子育て実践で重要な役割を果たしていた。既述のフィリピンクラブ内部の変容は、時間的経過と入国管理政策の変化とともに、クラブで働く女性の属性が、未婚若年女性から、既婚で子どもを持つ女性へと変化したことが背景にある。2000年代中盤「興行」ビザの厳格化によって入国が制限された若年「エンターテイナー」女性に代わる形で、日本ですでに「日本人の配偶者等」や「定住者」資格を持ち移住していた女性たちが、フィリピンクラブで働き始めたのだ。フィリピンクラブで働く女性たちの多くが、子どもを持つ母親だったことにより、子どもを預け合うなどの「直接的援助」や、地域社会における様々な子育て情報を共有する「情動的援助」が行われていた。フィリピンクラブで母親たちが働く背景には、「興行」ビザの厳格化によるクラブ側のホステス女性雇用の難しさという要因に加え、地方都市における移住女性の経済的困難が重要な要因として挙げられる（大野, 2019）^{*23}。特に「定住者」資格では、「日本人の実子」を日本国内で育てることが強く求められており、日本で稼働者役割を果たすために、移住女性は確実に働き続けることが要求されている。しかし移住女性の就業状態をみると、実際には全体的に男性よりも失業率が高く、離別者のフィリピン女性の場合には失業率は15%にもものぼる（高谷ほか, 2015: 94）。また高谷・稲葉（2011）では、ひとり親世帯のフィリピン女性の場合、ほとんどが非正規で働き、生活保護を受給しなければ生計が立てられないという厳しい経済状況にあることが指摘されている。このようにフィリピンクラブ内の子育て実践のインフォーマル・ネットワークとは、法的には安定している「定住者」資格を持ちながらも、不安定な経済状況に陥らざるを得ないフィリピン女性たちによって形成されるネットワークであった。そこでは地域社会におけるエスニシティとジェンダーによる複合的な差別への抵抗がなされ、まさに地域の中の「マイノリティ」女性らによる連帯と、子育て実践に対する「情緒的な援助」が行われていたのであった。このようにひとり親フィリピン女性の子育ては、「親族」及び「非親族」による複層的なインフォーマル・ネットワークにより様々なレベルで支えられ、実践されていたといえる。

(3) 親族女性の移住を引き起こす「定住者」資格と家族

既述の通り、「定住者」資格では国内で「日本人の実子」を養育することが強く要求され、空間的制約が課されるものとなっている。それだけではなく、子どもの「日本人」としてのアイデンティティを重視することで国内の教育機会を与えたいと考えるフィリピン人母親の期待が、日本に留まることを意識させてもいた。そしてひとり親として子どもを育てていく上で、家族のケア役割と稼働者役割の二重の負担を一人で抱えていくことは極めて困難であることから、親族の紐帯を基盤としたネットワークによって親族女性の移住を促していた。それによりひとり親の移住女性は、子育てと就労の両方を実現できる環境を手に入れたわけだが、一方で親族女性は出身国に家族を残し、再生産労働のための移住と家族別離を余儀なくされてもいた。親族女性の移動は、再生産領域のグローバルな拡大と進展の中（伊藤, 2008）で、先行して先進国に移住した女性の再生産労働を補完するための連鎖的な移住といえ、ジェンダー役割の固定化を補完する「定住者」資格を持つ移住女性の再生産労働をめぐる、トランスナショナルなケア労働の連鎖が生じているといえるのではな

いだろうか。日本国内でケア役割と稼得者役割が同時に求められる中で、フォーマル・ネットワークによる社会的支援の不十分さや利用のしづらさ、構造的経済的困難によって、インフォーマル・ネットワークの利用が強く志向されていくひとり親移住女性の子育ての実態が浮かび上がった。そしてインフォーマル・ネットワークを志向すればするほどに、ケア労働が国境を越えた親密な関係性の内部において担われ続けていくのであった。

7 おわりに

本論文では「定住者」の在留資格を持ち、日本国内で子育てをするひとり親フィリピン女性に着目し、離婚後に「定住者」資格を持つことがどのように子育て実践に影響するのかを検討した。同時に親族女性を日本に呼び寄せるトランスナショナルな子育ての様子にも言及した。ただし特定の移住女性を対象とし、彼らのライフストーリーや経験に依拠して論を展開したため、結果の一般化は難しいという限界を持つ。

しかし本論文の事例と考察からは、離婚後の移住女性に付与される「定住者」資格とは、結婚移住から離婚してもなお、次世代の再生産役割を移住女性に求めるものであり、改めて、「母親」役割を強調しジェンダー役割の固定化を引き起こす留資格であるという高谷（2018：72）の指摘が確認されたといえる。またその固定化がひとり親移住女性の経済的困難や孤立を引き起こし、子育て実践におけるインフォーマル・ネットワークへの依存をもたらしていることも明らかになった。それにより更なるトランスナショナルな女性の移動を引き起こしつつ、ケア労働が親族関係の内部に収められていく様相を指摘した。

最後に今後の課題として、送出国の視点から、親族女性のケア労働の補助を目的とした女性の移住要因や、ジェンダーに関わる交渉や役割の変容についても明らかにしていきたい。受入れ国及び送出国の双方において調査対象者を拡大し、「定住者」資格が内在するジェンダー役割の固定化と空間的制約について、さらに踏み込んで検討したい。

※謝辞：調査に協力して下さった方々及び貴重なご助言をいただいた査読者の先生方に、この場を借りて心より感謝申し上げます。

- *1 人口動態調査「夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数（2018年）」(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450011&tstat=000001028897&cycle=7&year=20180&month=0&tclass1=000001053058&tclass2=000001053061&tclass3=000001053069&stat_infid=000031881384&result_back=1, 2020年9月15日アクセス)
- *2 国際離婚のデータは、注3の調査において「夫婦の一方が外国人」として計上されているデータにもとづいている。
- *3 人口動態調査「夫妻の国籍別にみた年次別離婚件数及び百分率（2018年）」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450011&tstat=000001028897&cycle=7&tclass1=000001053058&tclass2=000001053061&tclass3=000001053070>, 2020年9月15日アクセス)
- *4 国際結婚による滞在のための在留資格については、結婚前の資格によって事情は様々に異なり、すべての外国人

配偶者が「日本人の配偶者等」を新たに取得または変更するわけではない。しかし本稿が対象とする元「エンターテイナー」女性の場合には結婚後に「興行」から「日本人の配偶者等」へと変更するケースが一般的である(宮島・長谷川, 2000: 7)。

- *5 法務省が1996年7月30日に出した通達(「七三〇通達」)により、「定住者」の在留資格に該当することが認められている(児玉, 2002: 37)。また日本の司法では母親が親権者になるケースが8割以上を占めているという(加藤, 2014: 120, 125)。子どもは母親によって養育されることが「適切」とされているため、子の親権者の指定には「母親優先の原則」が適応されやすい。ただし一般的には母親が親権者になるケースが多い一方で、母親が外国人である場合には、経済的に不安定になりやすいという司法判断がなされ、日本人の父親に親権がうつるケースもみられるという。
- *6 法務省「『日本人の配偶者等』または『永住者の配偶者等』から『定住者』への在留資格変更許可が認められた事例及び認められなかった事例について」(<http://www.moj.go.jp/content/000099555.pdf>, 2020年9月15日アクセス)
- *7 児玉(2002: 37)によれば、日本人の子がいない場合や自ら養育していないような場合には、別の日本人配偶者と法的な結婚をしない限り、「日本人の配偶者等」の在留資格のままでの更新は不可能だという。また在留資格の変更についても、日本における生活状況や勤労態度などによって認められる可能性はあるものの容易ではなく、「定住者」の在留資格が「日本人の実子」を養育していることが大前提として要求されるものであることがわかる。なお「日本人の配偶者等」から「定住者」への在留資格変更許可は、当然のことながら、外国籍女性に限らず、外国籍男性にも認められる。ただし本稿では「定住者」資格がいかに母親というジェンダー役割を強化するものであるかに着目するため、外国籍女性の事例を取り上げることとする。
- *81 なお「日本人の配偶者等」の在留資格は、「帰化」以外にも、結婚後「実体を伴った婚姻生活が3年以上継続していること」により「永住」資格への申請が可能である。しかし法的要件や納税などの経済的要件などが近年難化しており、取得率は年々減少傾向にある。法務省の統計によれば、2019年の永住許可率は56.6%(出入国在留管理庁「出入国管理統計5 地方出入国在留管理局管内別 在留資格の取得等の受理及び処理人員」月報2019年12月)であり、約半数程度にとどまっていることから、その傾向がうかがえる。また離婚後に「定住者」への在留資格変更を希望しても、子どもがいない場合には「日本人の実子」の養育を行わないということの意味し、様々な例外はあるものの、離婚後に滞在資格を喪失する可能性が高く、その場合には日本で築いた生活や生存基盤が一層不安定なものになってしまう。
- *9 空間的制約下での養育は外国籍母親には共通する問題(武田, 2017)でもあるが、本論文では制度的に制約を受けていることも含めて考察することとする。
- *10 しかしながら現実的には離婚後多くの移住女性が就労と子育ての両立に困難を抱えることとなり、母国の親族に子どもを預け、一定期間母国で養育してもらうことは一般に行われている(南野, 2017)。
- *11 A市統計要覧「2章 人口・世帯 2外国人住民」(平成30年版)より。ここでは外国籍住民数のデータだが、筆者の調査からは「日本人の配偶者等」で入国・居住していた移住女性たちはほぼ10年以内に国籍を変更していた。彼らの子どもたち世代を含めれば、外国出身の背景を持つ住民は実際には統計よりも多いことは間違いないだろう。
- *12 A市統計研究所(仮名)「国籍別にみた外国人人口2004-2018」より引用(2019年7月現在)。なお研究所名は匿名化している。
- *13 なおこの他にも、近年インターネットのSNSを通じて直接日本人男性と知り合い、結婚移住したという女性もおり(2018年A地域における調査より)、近年国際結婚の出会いのチャンネルは多様化していることがうかがえた。
- *14 A市統計要覧「2章 人口・世帯 2外国人住民」(平成30年版)より。
- *15 現在も日本人男性と婚姻中及び過去に婚姻関係にあった女性たちであり、年齢層は30~50代で、結婚期間は5~30年以上であった。なおインタビュー言語は日本語及び英語で、承諾を得た上で録音を行った。またインタビュー終了後に、事実確認のために複数回メールによるやり取りを行った。
- *16 3名のうち2名の女性は夫と死別および事実婚の女性であった。そのうち事実婚の女性については、聞き取り当時40代で4人の子がいるが、そのうち2人はすでに成人していた。他の2人は小学生と未就学児であり現在子育て中ではあるが、パートナー関係の日本人男性と同居しており、実質的にはひとり親として子育てをしているわけではなかった(2018年4月聞き取りより)ため、今回の分析対象としなかった。

- *17 現在は移住労働者も含めた外国人住民全体を対象が拡大されている。
- *18 聞き取り調査では、実妹は機械工場への就職後には就労ビザに切り替えている（2018年11月聞き取りより）とのことだったが、原則的には短期ビザからすぐに就労ビザへの切り替えはできず、一時的な帰国が必要なケースがほとんどである。そのため実妹の実際の在留資格や取得過程については現段階では不明であるため、本論文ではひとまず実妹の在留資格は考察に含めず、論を進めることとする。トランスナショナルなケア労働に関する移住の議論では重要な点であるため、今後の課題としたい。なお実妹のプロフィールはプライバシー保護のために考察に影響のない範囲で変更を加えている。
- *19 2005年の興行ビザの厳格化後、入国が制限された若年「エンターテイナー」女性に代わる形で、日本ですでに「日本人の配偶者等」や「定住者」資格を持ち移住していた女性たちが、フィリピンクラブで働き始めた。A地域でもすでに地域社会に定住していた「日本人の配偶者等」や「定住者」などの在留資格を持つ結婚移住女性が、同胞女性からの勧誘等によりフィリピンクラブで働くようになったという。これらの資格には就労に関する制限はなく、複数の仕事を掛け持ちしながら働く女性も多い（大野, 2019）。
- *20 子どもたちの習い事として英語教室の勧誘が行われていた（2018年11月聞き取りより）。
- *21 支援センタースタッフのフィリピン女性へのインタビュー調査（2018年4月及び11月実施）。
- *22 フィリピンクラブで働く女性へのインタビュー調査より（2018年4月実施）
- *23 彼女らのフィリピンクラブへの再就職が可能となったのは、裏を返せば、フィリピンクラブにおける空間的な特性が過去数十年間変化していないことを示唆している。つまりフィリピンクラブがその最盛期であった90年代から一貫して、常に男性客にとって「エキゾチックな」女性による接客によって男性としての威信が回復される（佐竹・ダアノイ, 2006: 38; Parreñas, 2011）空間であり続けていることが浮かび上がる。

《参考文献》

- 浅井直子, 2015 「フィリピン人母の日本への適応行動とそのプロセス——新たな『適応プロセス』モデルの構築」『教育学研究：明星大学通信制大学院研究紀要』15号, 3～12頁
- 安里和晃, 2018 「親密性の労働と国際移動」安里和晃編著『国際移動と親密圏——ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会, 13～47頁
- 伊藤るり, 2008 「再生産労働の国際移転とジェンダー秩序の再編——香港の移住家事労働者導入政策を事例として」伊藤るり・足立真理子編著『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉——再生産領域のグローバル化』作品社, 21～46頁
- 大野恵理, 2019 「外国人非集住地域におけるフィリピン女性ネットワーク——分断をもたらす噂に着目して」『国際ジェンダー学会誌』17号, 88～106頁
- 小ヶ谷千穂, 2016 『移動を生きる——フィリピン移住女性と複数のモビリティ』有信堂高文社
- 落合恵美子, 1989 『近代家族とフェミニズム』勁草書房
- 加藤直子, 2014 「外国人妻に向けられるジェンダー・バイアス——我が国の国際離婚裁判例の分析から」『ジェンダー研究——お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報』17号, 119～127頁
- カラカサン〜移住女性のためのエンパワーメントセンター, 2013 『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査報告書』川崎市男女共同参画センター
- 魏 薇, 2015 「国際結婚家族における外国人母親の生活と子育てネットワーク」『教育福祉研究』20号, 107～119頁
- 児玉晃一, 2002 「国際結婚・涉外離婚の現状と課題」『法律のひろば』55巻11号, 30～38頁
- 賽漢卓娜, 2017 「『ナショナルな標準家族』としての日本の国際結婚」比較家族史学会監修, 平井晶子・床谷文雄・山田昌弘編著『出会いと結婚』日本経済評論社, 71～101頁
- 佐竹眞明, メアリー・アンジェリン・ダアノイ, 2006 『フィリピン—日本国際結婚——移住と多文化共生』めこん
- 澤田佳世, 2011 「家族の越境的再生産と国民の再生産——韓国の『少子化』, 国際結婚, 家族の法制度をめぐるジェンダー・ポリティクス」『地域文化論叢』13号, 1～20頁
- 高畑 幸, 2003 「国際結婚と家族——在日フィリピン人による出産と子育ての相互扶助」駒井洋監修・石井由香編著『移民の居住と生活』明石書店, 256～291頁
- 高谷 幸, 2017 『追放と抵抗のポリティクス——戦後日本の境界と非正規移民』ナカニシヤ出版

- 高谷 幸, 2018 「現代日本におけるジェンダー構造と国際結婚女性のシティズンシップ」安里和晃編著『国際移動と親密圏——ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会, 49～78 頁
- 高谷 幸・稲葉奈々子, 2011 「在日フィリピン女性にとっての貧困——国際結婚女性とシングルマザー」移住者と連帯する全国ネットワーク貧困プロジェクト編『日本で暮らす移住者の貧困』現代人文社・大学図書, 27～35 頁
- 高谷 幸・大曲由起子・樋口直人・鍛冶 致・稲葉奈々子, 2015 「2010 年国勢調査にみる在日外国人女性の結婚と仕事・住居」『文化共生学研究』14 号, 89～107 頁
- 武田里子, 2013 『ムラの国際結婚再考——結婚移住女性と農村の社会変容』めこん
- 鶴岡章子, 2008 「在日外国人母の妊娠, 出産および育児に伴うジレンマの特徴」『千葉看護学会誌』14 卷 1 号, 115～123 頁
- 濱野 健, 2014 『日本人女性の国際結婚と海外移住——多文化社会オーストラリアの変容する日系コミュニティ』明石書店
- マルティネス真喜子・畑下博世・河田志帆・金城八津子・植村直子, 2012 「労働目的で来日した在日ペルー人女性の生活と育児」『日本地域看護学会誌』15 卷 2 号, 97～106 頁
- 三浦綾希子, 2015 『ニューカマーの子どもと移民コミュニティ——第二世代のエスニックアイデンティティ』勁草書房
- 南野奈津子, 2016 「移住外国人女性における国際離婚と子育てに関する研究」『法政大学大学院紀要』76 卷, 61～75 頁
- 南野奈津子, 2017 「移住外国人女性における生活構造の脆弱性に関する研究——子育ての担い手としての立場に焦点をあてて」『学苑・人間社会学部紀要』916 号, 61～74 頁
- 宮島 喬・長谷川祥子, 2000 「在日フィリピン人女性の結婚・家族問題——カウンセリングの事例から」『応用社会学研究』42 号, 1～14 頁
- 山中早苗・中村安秀, 2013 「就学前児をもつ外国人母親の社会的ネットワークと子育てに対するソーシャルサポート」『小児保健研究』72 卷 1 号, 97～103 頁
- 李善姫, 2015 「『外国人花嫁』として生きるということ——再生産労働と仲介型国際結婚」『移民政策研究』7 号, 39～55 頁
- Ito, R., 2005, Crafting Migrant Women's Citizenship in Japan: Taking "Family" as a Vantage Point, *International Journal of Japanese Sociology* 14(1), pp.52-69.
- Parreñas, R. S., [2001] 2015, *Servant of Globalization: Migration and Domestic Work*, 2nd ed., Stanford University Press.
- Parreñas, R. S., 2011, *Illicit Flirtations: Labor, Migration, and Sex Trafficking in Tokyo*, Sage Publications, Inc.

International Divorce and Parenting Practice of Filipina Single Mothers

OHNO Eri

Kanagawa University

Key Words: Filipino migrant women, international divorce, child rearing, informal network

This paper focuses on Filipino women who are divorced from their Japanese husbands and raise their children as single parents. It examines the child-rearing experience of the migrant women's 'Long-Term Resident' status, which expect them to continue to seek a reproductive role for the next generation after their divorce. First, it was found that before the divorce, migrant women had difficulty in accessing public support and were unable to obtain the cooperation of their Japanese family members to raise their children, therefore they began to raise their children on their own. Also, after the divorce, they became single parents and obtained a legally stable 'Long-Term Resident' status, and had to take on the role of breadwinner and care work labour at the same time, eventually returning to nightclub hostess to raise their children. Since this status required raising children in Japan and migrant women wanted to provide education for children in Japan, they brought women family member from the Philippines to care for children. Migrant women formed informal networks that connected them through the "mother" role in their re-employment at a Philippine Pub and children' schooling, and it was revealed that their parenting practices were supported by that network. I pointed out that parenting practices under 'Long-Term Resident' status take place primarily in the informal network where gender and ethnicity intersect, reinforcing the gender roles of migrant women. Finally, it was noted that the emergence of women's transnational migration in kinship ties for child rearing between Japan and the Philippines as an issue in the future.